

令和8年4月3日

住宅・建築物の防災力向上の推進等に向けた調査事業を実施する者の公募の審査結果
について

国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室

次のとおり、住宅・建築物の防災力向上の推進等に向けた調査事業を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和8年3月18日～令和8年3月27日

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 2) 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。
- 3) 建築関係法令の内容を熟知し、住宅・建築物の安全性向上に係る専門的・技術的知見を有すること。
- 4) その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。
- 5) 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

<選定した事業者>

提案者 1者（一般財団法人日本建築防災協会）

採択者 一般財団法人日本建築防災協会